

## 滑川市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、滑川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (認定要件)

第2条 滑川市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 「滑川市学校部活動等在り方ガイドライン」に準じた活動であるとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 市内の公共施設又は学校施設等を活動の拠点としていること。
- (3) 所属生徒の過半数が市内在住であること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 所属生徒の在籍校との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、次条第1項の規定による提出書類に基づき判断する。

### (認定申請)

第3条 滑川市認定地域クラブ活動の認定の申請は、認定を受けようとする団体が、滑川市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出することにより行うものとする。

- (1) 滑川市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)
- (2) 活動計画書(様式第3号)
- (3) 指導者一覧(様式第4号)
- (4) 参加者名簿(様式第5号)
- (5) 規約又は会則等

2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った団体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

### (認定手続)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 前項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「滑川市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、滑川市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第6号)及び滑川市認定地域クラブ活動認定証(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、滑川市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。

(認定の有効期間)

第6条 滑川市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 滑川市認定地域クラブ活動の団体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに滑川市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第9号)により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 滑川市認定地域クラブ活動の団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに滑川市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第10号)により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 滑川市認定地域クラブ活動の団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに滑川市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第11号)により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、滑川市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

(3) 滑川市認定地域クラブ活動の団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、滑川市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第12号)により、滑川市認定地域クラブ活動の団体に通知するも

のとする。

(滑川市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第 11 条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、滑川市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(滑川市認定地域クラブ活動に対する支援)

第 12 条 教育委員会は、滑川市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）
- (2) 地域クラブ活動の広報活動支援

(滑川市認定地域クラブ活動の責務)

第 13 条 滑川市認定地域クラブは、次に掲げる責務を負い、適切な運営に努めるものとする。

- (1) 大会に参加する場合、大会の資格要件等を十分に確認し、次に掲げることについて留意すること。
  - ア 必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、登録及び登録費の納入が学校等と重複しないように配慮すること。
  - イ 中学校体育連盟等が主催する大会をはじめ、各種大会等の参加資格については、それぞれ出場要件等が異なるため、必ず事前に確認し、必要に応じて手続等を行うこと。
- (2) 滑川市認定地域クラブ活動は、教育委員会が行う事業に対し、教育委員会から依頼があった場合は、連携協力を積極的に行うこと。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。